

令和7年度安芸福祉保健所の重点取組について

(令和7年度の取組実績・令和8年度の取組予定)

- ① 保健医療福祉の連携により取り組む糖尿病重症化予防対策 P1～2
- ② 高知版地域包括ケアシステム構築の推進 P3～4
- ③ 自殺予防対策、障害や生きづらさを抱える人への就労支援と連携強化の推進 . . . P5～6
- ④ 子育てしやすい地域づくり（こどもまんなか社会の実現） P7～8
- ⑤ 南海トラフ地震対応体制の加速化・強化 P9～10
- ⑥ 生活困窮者が安心して暮らすための支援の充実 P11～12

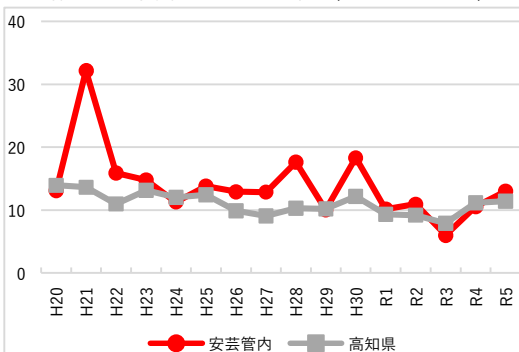
1 保健医療福祉の連携により取り組む糖尿病重症化予防対策

目指す姿：健康的な生活習慣により糖尿病の発症を予防するとともに、早期発見・早期治療により重症化を防ぐ

これまでの取組

- 平成20年度
安芸地区糖尿病専門部会の立ち上げ
管内は、糖尿病による年齢調整死亡率が県及び全国と比べて高いことから、糖尿病対策を重点課題とした。
- 平成22年度～平成30年度
安芸圏域糖尿病連携パスの運用
かかりつけ医と病院が役割分担を行い、継続した治療の実施
- 平成24年度～平成27年度
安芸管理栄養士派遣事業
診療所での栄養指導の実施
- 平成25年度～
高知県糖尿病療養指導士（CDE高知）等
専門職の人材育成
- 平成26年度～
安芸圏域糖尿病専門部会へ名称変更
- 平成30年度～
高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラム
に基づいた取組の推進

糖尿病年齢調整死亡率（人口10万対）



現状

管内の健康状況の分析（市町村国保特定健診）

- ・糖尿病発症に関連する因子である「20歳から10kg以上の体重増加がある」人の割合は38.7%（県36.3%）
- ・BMI 25以上の人（40～64歳）の割合は38.0%（県31.8%）
- ・HbA1c 6.5%以上（糖尿病が強く疑われる）の人の割合は11.87%（県9.73%）
- ・HbA1c 8.0%以上（合併症のリスクが高まる）の人の割合は1.39%（県1.13%）【以上、出典：R5GIFKEN】
- ・1日の推定塩分摂取量8g以上の人（40～64歳）の割合は72.9%（県67.8%）【出典：R6推定塩分摂取量測定事業結果】
- ・特定健診受診率（市町村国保）は40.5%（県37.6%を上回っているが、目標である60%には届いていない。）【出典：R5法定報告】

糖尿病重症化予防

- ・糖尿病性腎症重症化予防プログラム（R5）について、プログラムⅠ（未治療ハイリスク者）の介入割合は45.8%（県61.5%）、受診割合は27.3%（県46.6%）、プログラムⅡ（治療中断者）の介入割合は32.0%（県55.6%）、受診割合は37.5%（県68.1%）（R6年12月末時点）
- ・糖尿病性腎症透析予防強化プログラムについては、令和6年度には1医療機関が対象者2名を抽出し、保険者（室戸市、安田町）が生活指導を実施
- ・管内の糖尿病性腎症による新規透析導入患者数（年齢調整後人口10万対）はR3年47.3人、R4年39.5人、R5年31.3人と減少傾向【出典：県保健政策課】

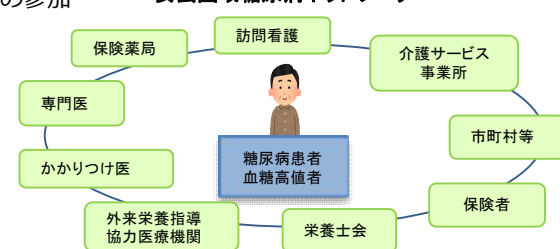
課題

- ・健康に関する各指標の改善に向け、適正体重維持の重要性や減塩についての啓発、健康増進の契機・環境づくりを行っていく必要がある。
- ・特定健診受診率のさらなる向上が必要である。
- ・糖尿病重症化予防に関する介入割合等が県を下回っており、携わる関係者の連携強化とスキルアップを継続する必要がある。

令和7年度の取組

- (1) 健康づくりと発症予防に向けたポピュレーションアプローチの強化
 - ①「高知家健康チャレンジ」による県民への啓発（9月頃）
 - ・市町村や健康づくり団体と協働した啓発：「体重・血糖値」「減塩」に重点を置く
 - ②健康パスポートアプリを活用した県民の健康づくりの取組の推進
 - ・事業所及び市町村ごとの活用推進：事業所版の利用、健康づくりイベントへの参加
 - ③地域と職域での啓発活動
 - ・事業所訪問や安芸圏域健康づくり推進協議会の関係機関による啓発
- (2) 早期発見・早期治療に向けた特定健診受診率の向上
 - ・医療機関訪問による個別・みなし健診への協力要請（9～10月頃）
- (3) 適切な保健指導や治療を切れ目なく受けることのできる体制づくり
 - ・管内健康増進担当者会を通じた情報共有と取組促進（年1回）
 - ・糖尿病アドバイザー派遣事業による従事者支援（随時）
 - ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムの活用促進（医療機関訪問時）
 - ・糖尿病重症化予防対策研修会の開催（年1回）
- (4) 糖尿病重症化予防対策の推進に向けた保健・医療・福祉の関係機関のネットワーク強化
 - ・安芸圏域糖尿病専門部会における地域課題の検討と取組の協議（年2回）

＝安芸圏域糖尿病ネットワーク＝



令和7年度の取組実績

(1)健康づくりと発症予防に向けたポピュレーションアプローチの強化

- 市町村、健康づくり団体等と連携した「減塩」等の啓発
 - ・市町村による広報、健康まつり、食生活改善活動等
- 事業所訪問
 - ・生活習慣病予防の必要性や高知家健康チャレンジ及び健康パスポートアプリ事業所の周知啓発、健診受診・精密検査受診勧奨について説明(事業所10か所、商工会5か所)
- 健康づくりに関する講話
 - ・事業所の従業員に対して、生活習慣病の予防について説明(2事業所)
- 安芸圏域健康づくり推進協議会
 - ・情報共有、意見交換(8月18日、2月18日)
 - ・関係機関が高知家健康チャレンジ、健康パスポートアプリ、地域と職域での啓発活動を実施

(2)早期発見・早期治療に向けた特定健診受診率の向上

医療機関訪問による個別健診・みなし健診の協力要請(19機関を訪問)

(3)適切な保健指導や治療を切れ目なく受けることのできる体制づくり

- 管内健康増進担当者会の実施(6月4日)
 - ・特定健診、血管病重症化予防対策等の取組内容の確認、情報共有
 - 糖尿病アドバイザー派遣事業の広域実施

実施日	内容	講師	参加者
R7.8.28	講話(栄養指導や動機付け)、事例検討会での助言	管理栄養士	21名
R7.11.28	講話(対象者の抽出ポイント、医療との連携) プログラム対象者選別ミーティングでの助言	看護師	15名
R8.1.26	講話(食事・運動・薬物療法、シックデイへの対応)	薬剤師	16名

- 糖尿病性腎症重症化予防プログラム(透析予防強化プログラム含む)の活用促進
 - ・医療機関訪問時にプログラムについて説明し協力要請
 - ・市町村へプログラムにかかる受診勧奨資料を提供
- 血管病重症化予防対策研修会(2月2日)
 - ・演題:「心・腎・代謝連関を考慮した生活習慣病対策について」
 - ・講師:近森病院 糖尿病・内分泌内科部長 浅羽 宏一 先生
 - ・参加者:44名

(4)糖尿病重症化予防対策の推進に向けた保健・医療・福祉の関係機関のネットワーク強化

- ・医歯薬連携推進のため、安芸圏域糖尿病専門部会委員に歯科医師を追加
- 第1回専門部会(7月10日)
 - 安芸圏域の現状と令和7年度の取組について
 - ・医歯薬連携による糖尿病重症化予防、高血糖の予防啓発資料の作成について
- 第2回専門部会(1月23日)
 - 令和7年度の取組報告と令和8年度の取組計画について
 - ・糖尿病性腎症重症化予防プログラム取組状況の共有
 - ・CDE高知(高知県糖尿病療養指導士)東部地区の状況調査結果の共有
 - ・医歯薬連携の促進について(県作成リーフレット「糖尿病と歯周病の関係」の活用等)

成果

- ・市町村や健康づくり団体と連携した取組、健康づくり推進協議会の開催、業所訪問等により、地域と職域に向けた啓発を実施することができた。
- ・市町村国保の特定健診の受診率が増加(R5 40.5%→R6 41.7%)
- ・糖尿病重症化予防プログラムⅡ(治療中ハイリスク者)の介入割合が増加(R5 19.9%→R6 46.0%)
- ・糖尿病専門部会委員に歯科医師が加わったことで、糖尿病重症化予防における歯周病対策や嘔むことの重要性などについての検討が深まった。
- ・糖尿病専門部会として、ペットボトル症候群に関する啓発資料を作成し、当所ホームページへの掲載や部会委員の所属において患者等への配布をしたことで、清涼飲料水による糖分の過剰摂取に関する啓発を実施することができた。

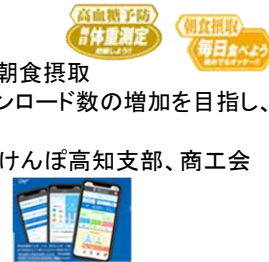
課題

- ・管内では糖尿病発症・重症化リスクの高い者の割合が県平均より高い(市町村国保の特定健診)
- ・疾病の早期発見・早期治療のため、特定健診受診率向上が必要であるが、市町村国保の受診率は目標値60%に届いていない。
- ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムの介入割合が増加しておらず、透析予防強化プログラムの新規活用は1件のみであった。
- ・糖尿病専門部会を中心とした啓発のバージョンアップ、医歯薬連携による糖尿病重症化予防対策の促進

令和8年度の取組(案)

(1)健康づくりと発症予防に向けたポピュレーションアプローチの強化

- ・安芸圏域健康づくり推進協議会の開催(年2回)
- ・市町村や健康づくり団体と連携した啓発
- ・高知家健康チャレンジによる県民への啓発:適正体重の維持、高血糖予防、朝食摂取
- ・健康パスポートアプリを活用した県民の健康づくりの取組の推進として、ダウンロード数の増加を目指し、事業所及び市町村での活用を促進する。
- ・地域と職域での啓発活動:安芸圏域健康づくり推進協議会の関係機関(協会けんぽ高知支部、商工会等)と連携し、事業所等への訪問により健康づくりの取組の充実を図る。
- ・健康づくりに関する講話の実施
- ・安芸圏域糖尿病専門部会の啓発資料のバージョンアップ



(2)早期発見・早期治療に向けた特定健診受診率の向上

- ・医療機関訪問による個別・みなし健診への協力要請(9~10月頃)

(3)適切な保健指導や治療を切れ目なく受けることのできる体制づくり

- ・管内健康増進担当者会を通じた情報共有と取組促進(年1回)
- ・糖尿病アドバイザー派遣事業による従事者支援(随時)
- ・血管病重症化予防対策研修会の開催(年1回)
- ・市町村支援と医療機関訪問による糖尿病性腎症重症化予防プログラムの活用促進

(4)糖尿病重症化予防対策の推進に向けた保健・医療・福祉の関係機関のネットワーク強化

- ・安芸圏域糖尿病専門部会(年2回)における地域課題の検討と取組の協議・実践

1 地域における様々なニーズへの柔軟な対応

(1) 訪問介護員(ホームヘルパー)人材確保対策

R6年度に実施した訪問介護事業者への個別調査結果に基づき市町村、中芸広域連合の保険者、地域包括支援センターと協議

・9市町村が連携・協力して講じる人材確保対策を策定し、9市町村が共同で県に要望書を提出(8/12)【介護職員等の業務負担軽減には、まず、管内のヘルパー充足が必要】管内14訪問介護事業所及び安芸郡医師会からの要望書も併せて提出

(2) 安芸圏域地域包括ケア推進協議体の開催(2/3)

管内の医療・介護関係者など多職種の専門職が集まり情報共有と意見交換を通じた顔の見える関係づくり

・テーマ「家族へのACP(人生会議)」・講演・ケアカフェ【参加者 95名】
(医療機関 30名、薬局 4名、介護事業所27名、地域包括支援センター・行政23名、社協等11名)

(3) 高知家@ラインや安芸圏域入退院連絡手引きの有効活用を推進

・高知家@ラインのカンファレンス新機能の利活用等についての市町村相談対応の実施

(4) 介護支援専門員資質向上研修の開催(11/11,12)【参加者 41名,38名】

高知県介護支援専門員連絡協議会と管内地域包括支援センター(室戸市除く)との共催で研修会開催を支援

内容: ケアマネジメントの実践の振り返りとスーパービジョン

講師: 日本ケアマネジメント学会副理事長 白木 裕子氏

(5) 地域支援事業の推進

(a) アドバイザー派遣(神奈川県介護支援専門員協会副理事長 松川竜也氏)

各市町村の国保データベースシステム(KDB)を用いた分析をベースに、介護保険料低減に向けた取組、介護サービスの従前相当サービスから多様な主体のサービスへの移行、介護予防を見据えた生活習慣の改善等にどう取り組むか検討等協議を進めた

*実施市町村・・・①室戸市(7/9) ②芸西村(11/13) ③東洋町(1/6)

(b) 地域づくり加速化事業(厚生支局チーム(県含む)による中芸広域連合伴走支援)

中芸広域連合(地域包括支援センター)が町村社会福祉協議会・保険者との協議や厚生支局チームの助言等を踏まえながら、中芸の目指す姿の実現に向けた方策等を検討(第1回 9/4、第2回 12/5、第3回 2/5)

2 高齢者が地域でいきいきと暮らし続けられる仕組みづくり

(1) フレイル予防対策の推進

芸西村フレイルサポーター(トレーナー)養成講座の開催支援及び参加(11/1,2)

(2) 在宅療養の推進に関する研修参加(1/29) オンライン開催

講師: 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 岩名礼介氏【参加者 53名】

(3) 管内市町村が行う住民主体の介護予防・生活支援の活動の支援

(あったかふれあいセンター等集いの場での地域の支え合いの活動状況の把握)

・あったかふれあいセンター意見交換会の開催(11/26)

・馬路村あったかふれあいセンター訪問と講演(2/12)

3 医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供の実現に向けた住民意識の醸成

(1) 市町村と連携した人生会議の県民向け講座の開催支援及び参加

「人生の最終段階への備え～元気な時から心づもりを～」(安芸市主催 1/23)

講師 高知県立大学 看護学部 森下幸子准教授【参加者 30名】

(2) 高知県認知症施策推進研修会開催支援及び参加(安芸市防災センター 12/9)

「認知症基本法及び認知症施策推進基本計画の概要」

厚生労働省四国厚生支局地域包括ケア推進課 推進監【参加者 19名】

1 地域における様々なニーズへの柔軟な対応

・ホームヘルパー人材確保対策の協議等を通じて、9市町村が連携して事業を取り組んでいくことの重要性への認識が深まった

・安芸圏域地域包括ケア推進協議体の毎年開催により、多職種間での情報共有や問題意識の共有化を図ることができ連携の意識を高めることができた

・地域支援事業の実施により、市町村の実情をより把握するとともに協議を通じて管内保険者及び地域包括支援センターとの相互理解や信頼関係を深めることができた

2 高齢者が地域でいきいきと暮らし続けられる仕組みづくり

・フレイル予防対策の推進支援を通じて、村の状況が理解でき、また、信頼関係を深めることができた

・あったかふれあいセンターの活動状況の把握により、住民主体の介護予防・生活支援について市町村等に支援を行っていくうえで参考となった

課 題

★在宅医療・福祉・介護サービス提供体制の確保

管内では、
・医療・介護職員等の人材が不足
・ボランティア等多様な主体になり得る地域資源も乏しい

⇒各市町村が解決しようとしている課題を把握し、対応策について、県が客観的なデータ等を用いて提案や支援を行うことが必要(市町村の課題例)

・介護保険料の低減に向けた取組
・地域住民や多様な主体による介護予防や生活支援
・地域の支え合いの仕組みづくり

★在宅医療・福祉・介護サービス提供体制の確保

1 地域における様々なニーズへの柔軟な対応

(1) 関係機関との課題の共有・対応協議
【市町村、中芸広域連合の保険者、地域包括支援センター等と必要に応じて協議】
(想定協議内容)

・地域の実情に応じた多様な主体による介護サービスの提供
・介護保険料の低減の検討

(2) 安芸圏域地域包括ケア推進協議体の開催

・多職種間での情報共有や問題意識の共有化を図り顔の見える関係づくりを築き、連携の意識を高める

(3) ICTを活用した在宅療養者支援

・高知家@ラインの利用等に係る支援
・オンライン診療の推進

(4) 介護支援専門員の資質向上

・高知県介護支援専門員協議会、地域包括支援センターとの共催による研修の開催

2 高齢者が地域でいきいきと暮らし続けられる仕組みづくり

・フレイル予防対策の推進支援
・地域の支え合い活動状況に応じた、市町村が行う住民主体等の介護予防・生活支援の活動の支援

3 医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供の実現に向けた住民意識の醸成

「地域の実情に応じた、市町村の普及啓発事業の実施の支援」

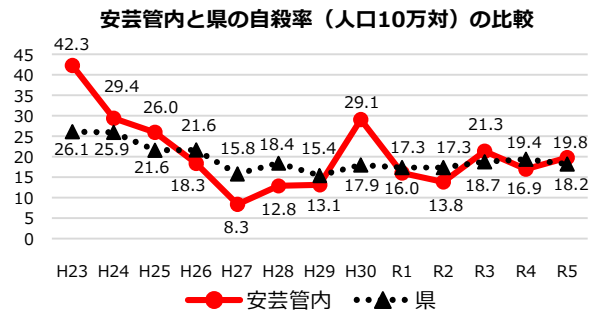
・ACP(人生会議)
・フレイル予防
・認知症対策関係 等

管内のこれまでの取組

H23 県内福祉保健所で自殺死亡率が最も高かった
安芸管内42.3 : 県全体26.1 (人口10万人当たり)

■ここから東部地域ネットワーク会議 (自殺予防ネットワーク) 発足 (H25~)

- 関係機関同士が顔の見える関係になった
- 対象者の課題が複雑・多様化
- 自殺予防だけに限定しないネットワークが必要



<参加: 57機関>
市町村・中芸広域連合、福祉事務所、地域包括支援センター、警察署、消防署、精神科医療機関、県立あき総合病院、社会福祉協議会、サポステ、司法書士会、法テラス弁護士事務所、高等学校、就労継続支援事業所、相談支援事業所、断酒会、薬剤師会、保護観察所、人権擁護委員、農家、JA、飲食店、当事者、大学病院、寺院、不動産業、女性相談支援センター、地域活動支援センター、矯正司法機関、民生委員協議会、訪問看護ステーション、等

開催年度 (年3回)	R元	R2 (2回)	R3 (2回)	R4	R5	R6
参加人数	175	120	108	177	219	233

■よろず相談 (H26~)

ネットワーク参加機関が協働で開催

■自殺未遂者相談支援事業

H28~安芸市、H29~管内全域

■ひきこもり支援から農福連携へ

H29~安芸市自立支援協議会に就労支援専門部会設置

H30~安芸市農福連携研究会発足 (安芸市・ポラリス・JA・農振センター・サポステ)

R元~農福連携高知県サミットinあきの開催 室戸市障がい者の就労支援を考える会発足

R5~室戸市、中芸地域でも就労支援を検討

■障害者だけでなく、働きづらさを抱えた人への就労支援、就業先の増

R6年度

<p>R5までに6市町村で開催 相談人数 累計46名</p> <p>相談連絡 累計41名 (実人数) 連絡会 年1回開催</p> <p>農業等就業者 (R6.3) 110名 ・ひきこもり ・精神障害、発達障害、知的障害、身体障害 ・難病 ・生活困窮 ・触法者 など</p> <p>就業先 29機関 ・農家、JA出荷場、酪農、養殖、炭焼き</p>	<p>安芸市にて開催 相談人数 9名</p> <p>相談連絡 実人数3名 連絡会 1回開催</p> <p>農業等就業者 (R7.3) 109名 ・うち触法者7名</p> <p>就業先 29機関 +水産業1機関が 試行を開始</p>
--	---

成果と課題

- 管内の自殺率の低下 (左図)
- ネットワーク会議や自殺未遂者相談支援事業で関係機関が連携・ネットワーク会議参加者が過去最多 (57機関のべ233名)
・自殺の原因 (生活困窮等) に多機関連携で対応している
→関係機関とのさらなる連携強化が必要
全国・県・管内の共通課題として、若者の自殺対策が必要
- 農福連携等による就労支援を行う地域や職場の拡大を図るほか、水福連携への展開を試行
→今後は就労の本格化や安定が課題
地域の支援者からは、ひきこもり、触法者支援が課題に挙がる様々な生きづらさを抱える人への理解・支援の拡大が必要
- 相談支援事業所連絡会での事例検討や研修会等を通じ、相談支援従事者の困難事例への対応力が高まった
→市町村自立支援協議会相談支援部会や相談支援事業所連絡会で共通する課題として、相談支援従事者の慢性的な人材不足によるサービスの量や質の低下の懸念、困難事例への対応があり、ひきつづき相談支援従事者のスキルアップが必要
- 奈半利町で包括的支援体制整備が進んでいる
→他の市町村にも包括的支援体制を広げていく必要がある

令和7年度の取組

【 困難を抱える人への支援 】
【 障害などにより支援を要する人がいきいきと暮らせる環境づくり 】

自殺予防対策の推進

- ・ここから東部地域ネットワーク会議による関係機関の連携強化
- ・安芸福祉保健所自殺未遂者相談支援事業による再企図防止
- ・高知県子ども若者自殺危機対応チーム事業の開始

生きづらさを抱える人への理解・支援の拡大

- ・心の健康や障害に関する地域・学校での啓発
- ・よろず相談会の共同開催 : 中芸地区
- ・農福連携、水福連携等による就労支援 : 就労の場の拡大

障害の特性等に応じた切れ目のないサービス提供体制の整備

- ・市町村自立支援協議会相談支援部会等での地域課題の検討
- ・相談支援事業所連絡会・研修会を通じた相談支援スキルアップ
- ・嘱託医相談・高知県精神障害者アウトリーチ推進事業の実施
- ・精神科病院との連絡会を通じた精神障害者の地域移行

⇒ 「高知型地域共生社会」の推進
多機関協働型の支援体制の整備による支え合いの地域づくり

自殺予防対策の推進

◆ここから東部地域ネットワーク会議（自殺予防ネットワーク）による関係機関の連携強化

- ・第1回（令和7年7月25日）：参加機関 48、参加者 86名
【情報提供】 高知県の自殺の現状、若年層の自殺問題、自殺未遂者相談支援事業、アウトリーチ推進事業
【発表】 自殺企図後、散財を繰り返す方への支援で学んだこと（当所職員）
【グループワーク】 誰もが安心して地域で暮らしていくためには
- ・第2回（令和7年11月20日）：参加機関 38、参加者 66名
【取組紹介】 森と人をつなぐ火（就労受入事業者）
【発表】 虐待を経験し炭焼き就労を経て得たもの、若者へのメッセージ（当事者）
【ワールドカフェ】 誰もが自殺に追い込まれない社会の実現
- ・第3回（令和8年2月27日）：参加機関 36、参加者 56名
【講義】 若年層の過量服薬について（高知大学医学部児童青年期精神医学講座 小松 静香医師）
【発表】 過量服薬経験者の思い（当事者、支援者）
【グループワーク】 若年層による過量服薬等の自傷行為の背景を理解し、支える地域にいくために

（第2回参加者へのアンケート結果）
・回答者45名中6名（13.3%）が「今年度、自殺に関する相談や対応をした」と回答
・当事者発表、ワールドカフェが好評
・ひきこもりや依存、触法者支援が課題

◆安芸福祉保健所自殺未遂者相談支援事業による再企図防止

- ・令和7年度の事業対象者：4名 …若年者が多く、医療や学校との連携が必要
- ・安芸福祉保健所自殺未遂者相談支援事業連絡会（令和8年2月6日）：管内警察・消防、2市、芸西病院等

◆高知県子ども若者自殺危機対応チーム事業の開始

- ・令和7年度の事業対象者：1名

生きづらさを抱える人への理解・支援の拡大

◆心の健康や障害に関する地域・学校での啓発

- ・地域での啓発（地域精神保健福祉講座）、学校での教育（心の健康教育、依存症予防教育等）

◆よろず相談会の開催

- ・田野町において中芸広域連合と共同開催（令和7年10月31日・相談者5名）

◆農福連携、水福連携等による就労支援・就労場の拡大

- ・農福連携：安芸市農福連携研究会8回、農家との勉強会1回（参加者 約30名）、農福シンポジウム（令和8年3月予定）
※協力事業所・就労者（うち触法者）数 〈R7.3〉29事業所・109人（7人）→〈R8.1〉29事業所・110人（5人）
- ・水福連携：室戸市の水産業1機関が就労継続支援B型事業所に業務を委託、個別雇用
- ・ローカルイノベーションプラットフォーム事業：障害のある人の就労場所の拡大、交通手段の確保について提案募集



障害の特性等に応じた切れ目のないサービス提供体制の整備

◆市町村自立支援協議会相談支援部会等での地域課題の検討

- ・安芸市 相談支援専門部会（6回）、就労支援専門部会（6回）、地域移行専門部会（2回）、子ども支援専門部会（2回）
- ・室戸市 相談支援部会（12回）、就労支援部会（1回）
- ・東洋町 精神保健ネットワーク会議（4回）

◆相談支援事業所連絡会・研修会を通じた相談支援スキルアップ

- ・安芸福祉保健所管内相談支援事業所連絡会：4回（管内8事業所・事例検討）
- ・研修会「精神疾患に関する基礎知識と最新の治療薬について」芸西病院精神科医師（令和7年10月2日・参加者26名）

◆嘱託医相談・高知県精神障害者アウトリーチ推進事業の実施

- ・嘱託医相談事業：2回（相談者3名）
- ・高知県精神障害者アウトリーチ推進事業：県から芸西病院に委託、運営会議 3回

◆精神科病院との連絡会を通じた精神障害者の地域移行

- ・精神科病院との定例連絡会：管内3病院中、芸西病院以外の2病院と退院・地域移行可能ケースの支援方策を検討

- ・ネットワーク会議への参加が R6: 57機関 から R7: 65機関 に増加
- ・自殺未遂者支援や若者の自殺対策に多機関連携で対応
- ・管内の自殺率（人口10万対）が R5: 19.8 から R6: 35.3 に急増
→子ども・若者への自殺対策が急務
自殺の原因への対応、関係機関とのさらなる連携強化が必要

- ・農福連携等による就労の推進
- ・水福連携が試行から本格実施に
→就労の定着、安定が課題
地域の支援者からはひきこもり・依存・触法者支援が課題に挙がる
さまざまな生きづらさを抱える人への理解や支援の拡大が必要

- ・相談支援事業所連絡会での事例検討や研修会等を通じ相談支援従事者の困難事例への対応力が高まった
→ひきつづき相談支援従事者のスキルアップが必要
相談支援事業所が基幹型センターとして機能するよう組織、体制づくりが課題

- ・自殺未遂者相談支援事業、アウトリーチ推進事業で芸西病院と連携
→精神障害者の地域移行についても芸西病院と協議を進める



令和8年度の取組（案）

- 【困難を抱える人への支援】
- 【障害などにより支援を要する人がいきいきと暮らせる環境づくり】

自殺予防対策の推進

- ・ここから東部地域ネットワーク会議による関係機関の連携強化
- ・安芸福祉保健所自殺未遂者相談支援事業による再企図防止
- ・高知県子ども若者自殺危機対応チーム事業等による多機関連携・支援

生きづらさを抱える人への理解・支援の拡大

- ・心の健康や障害に関する地域・学校での啓発
- ・よろず相談会の開催：室戸市と協働開催
- ・農福連携、水福連携等による新規就労、就労定着、就労場の拡大

障害の特性等に応じた切れ目のないサービス提供体制の整備

- ・市町村自立支援協議会相談支援部会等での地域課題の検討
- ・相談支援事業所連絡会・研修会を通じた相談支援体制の充実
- ・嘱託医相談・高知県精神障害者アウトリーチ推進事業の実施
- ・管内全精神科病院との連絡会を通じた精神障害者の地域移行

- ⇒「高知型地域共生社会」の実現
多機関協働型の支援体制整備による支え合いの地域づくり

現 状

課 題

1 管内市町村の状況

	室戸市	安芸市	東洋町	芸西村	中芸広域連合	計
①人口	10,326人	14,986人	1,969人	3,567人	8,916人	39,764人
②出生数	29人	61人	7人	12人	31人	140人
③1歳6か月児健診受診率	100.0%	100.0%	100.0%	90.9%	102.6%	99.4%
④3歳児健診受診率	97.3%	92.5%	100.0%	100.0%	98.4%	96.2%
⑤-1 産後ケア事業(訪問型)	直営	直営	直営	直営	直営	
⑤-2 産後ケア事業(通所型) 委託※	あき総合病院	管外施設		管外施設	管外施設	
⑤-3 産後ケア事業(宿泊型) 委託		管外施設		管外施設	管外施設	
⑥こども家庭センターの設置	R6	R7	R6	(R8予定)	(R8予定)	
⑦母子保健機能のサポートプランの作成	○		(事例なし)			

①高知県統計分析課「高知県推計人口」(R6年10月1日現在) ②高知県健康づくり支援システム(R5年) ③④R5年度地域保健・健康増進事業報告
※⑤-2 管内で産後ケア事業(通所型)を提供している施設はあき総合病院のみ

2 支援を必要とする児童の実態調査結果(令和4年度) ※「第7期高知県障害福祉計画・第3期高知県障害児福祉計画」より抜粋

	乳幼児健診 受診者数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害 発達障害	その他 (重複含む)
安芸圏域	364人	14人	1人	0人	99人	7人

1 妊娠前から子育て期までの包括的な支援

- (1)地域での産後ケア事業(通所型)の提供の拡充
(背景) 産後ケア事業を提供している施設が管内に少なく、高知市の施設を利用している市町村がある
- (2)こども家庭センターの設置促進
- (3)母子保健機能のサポートプラン(支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画)の作成促進
- (4)管内において分娩ができる医療機関の維持



2 発達が気になる子どもを支える地域づくり

- (1)発達が気になる子どもの早期療育支援体制のさらなる強化
- (2)発達が気になる子どもやその保護者に関わる支援者(市町村保健師や保育士等)の継続的な人材育成
(背景) 医療機関等から保育士等支援者向けの研修の希望がある

これまでの取組(令和6年度)

1 妊娠前から子育て期までの包括的な支援

- (1)安心して妊娠・出産・子育てできる体制づくりのさらなる強化
・安芸福祉保健所管内母子保健担当者の開催(2回:6/21、2/12)
- (2)管内における産後ケア事業の拡充支援
・あき総合病院と協議(2/21)
- (3)こども家庭センターへの移行を見据えた支援(こども家庭センターの設置や運営にあたる母子保健と児童福祉の連携等に関する管内市町村の状況確認及び情報共有)
・市町村ヒアリング(子育て支援課及び子ども家庭課主催:7月~9月)や管内母子保健担当者会(再掲)
- (4)母子保健機能のサポートプランの作成支援等
・管内母子保健担当者会(再掲)で県内の市町村が作成しているサポートプランの様式の情報提供等
・こども家庭センター等における母子保健に関する研修会(子育て支援課主催)



2 発達が気になる子どもを支える地域づくり

- (1)市町村と療育機関の連携強化
・安芸福祉保健所管内子どもの発達支援者を開催(1/16 管内市町村、障害児サービス事業所、医療機関15人)
- (2)発達が気になる子ども等に関わる市町村保健師や保育士等のスキルアップ
・発達障害者支援センターの職員を講師に招き、保護者支援における技術力(保護者への伝え方等)の向上を図るための研修会を開催(8/5 5人)

令和7年度の取組

1 妊娠前から子育て期までの包括的な支援

- (1)安芸福祉保健所管内母子保健担当者会の開催(2回)
- (2)市町村及びあき総合病院の産後ケア事業の拡充支援
- (3)こども家庭センターの設置や運営にあたって、母子保健や児童福祉の連携等各市町村の実情に合わせた支援
- (4)母子保健機能のサポートプランの作成支援
- (5)あき総合病院における分娩に関する取組の周知



2 発達が気になる子どもを支える地域づくり

- (1)市町村と療育機関の連携強化
・安芸福祉保健所管内子どもの発達支援者の開催
- (2)発達が気になる子ども等に関わる市町村保健師や保育士等のスキルアップ
・安芸福祉保健所子どもの発達相談支援事業(アドバイザー派遣による助言や実地指導)の実施
・市町村保健師や保育士等を対象とした研修会の開催



1 妊娠前から子育て期までの包括的な支援

- (1) 安芸福祉保健所管内母子保健担当者会の開催 (R7/6/23,R8/2/20)
各市町村における母子保健事業の取組状況や課題等を共有し、意見交換等が行える場を設けた。
- (2) 市町村及びあき総合病院の産後ケア事業の拡充支援
管内母子保健担当者会の場を活用し、以下の支援を実施。
 - ・管内唯一の産後ケア事業(通所型)提供施設であるあき総合病院職員の参加により、管内母子保健担当者と産後ケア事業の拡充内容等について情報共有及び意見交換できる場として設定。
 - ・子育て支援課が作成した資料を基に、高知県における産後ケア事業の現状や子育て支援課が実施した産後ケア事業実施状況調査結果、今年度予定している会議や研修会等について情報提供
 - ・子育て支援課主催の母子保健関係者研修会の市町村への周知
- (3) こども家庭センターの設置や運営にあたって、母子保健や児童福祉の連携等各市町村の実情に合わせた支援
 - ①子育て支援課・子ども家庭課主催の市町村ヒアリングに同席し、管内市町村の実情等を把握 (R7/7/14,R7/7/23)
 - ②こども家庭センター未設置の市町村(芸西村及び中芸広域連合)に対する支援
 - ・人員配置案等に関する協議等
- (4) 母子保健機能のサポートプランの作成支援
 - ・管内母子保健担当者会及び子育て支援課・子ども家庭課主催の市町村ヒアリングにおいて、サポートプランの作成、手交について情報共有 (R7/7/14,R7/7/23)
 - ・子育て支援課主催のこども家庭センター等における母子保健機能研修会(R7/9/2,R8/1/30)を市町村に周知
- (5) あき総合病院における分娩に関する取組の周知
管内唯一の分娩取扱医療機関であるあき総合病院と地域が、より一体的に妊産婦・乳幼児等への切れ目のない支援を実施していくため、管内市町村母子保健担当者の研修会を開催 (R8/2/20)
内容：「あき総合病院における周産期医療の現状と院内助産」
-病院と地域が一体となって支える「切れ目ない支援」の実現-
講師：高知県立あき総合病院副院長兼産婦人科部長・東部周産期センター長 池上 信夫 氏

2 発達が気になる子どもを支える地域づくり

- (1) 市町村と療育機関の連携強化
管内における発達支援が必要な子どもの早期療育支援体制の強化を図るため、安芸福祉保健所管内子どもの発達支援者を開催 (R7/6/12、10機関15名出席)
・管内の保健師等市町村職員と療育機関職員(医師、理学療法士、作業療法士等)が集まり、課題や困りごと等について情報共有及び意見交換ができる場として設定。
- (2) 発達が気になる子ども等に関わる市町村保健師や保育士等のスキルアップ
 - ①子どもと関わる保健師や保育士等がことばの発達に関する基本的な知識を深め実践に生かすとともに、保護者に対して適切な支援ができることを目的に、安芸福祉保健所管内ことばの発達支援研修会の開催 (R8/1/9、12機関36名出席)
内容：「コミュニケーションの発達-ことばの育ち-」
講師：高知県立療育福祉センター リハビリテーション部 言語聴覚士 上村 佳代 氏
 - ②リハビリ地域訪問 (R7/6/4,R7/8/6,R8/1/7)
療育福祉センターが主催の事業。当所は管内市町村母子保健担当者と療育福祉センターの調整役を担うほか、当事業の活用に関する市町村母子保健担当者や保育士等からの相談対応、当事業の活用推奨等の支援を実施。

1 妊娠前から子育て期までの包括的な支援

- ・管内市町村内における産後ケア事業(通所型)の直営実施 (R6: 0→R7: 1村)
- ・あき総合病院と産後ケア事業(通所型)の委託契約を締結した管内市町村数の増 (R6: 1市→R7: 2市1村及び中芸広域連合)
- ・こども家庭センター設置に向けて協議を開始した市町村数の増 (R6: 中芸広域連合→R7: 芸西村及び中芸広域連合)
- ・母子保健機能のサポートプラン作成市町村数の増 (R6: 1市→R7: 2市1町1村)
- ・令和8年度からあき総合病院で開始予定の院内助産システムについて、管内市町村保健師に周知し、理解を得ることができた。

2 発達が気になる子どもを支える地域づくり

- ・保健師・保育士向けの研修会を今年度はオンライン研修とし、集合形式では参加が難しい市町村の保育士や、1園から複数名の保育士が受講することができた。また、講義の内容に関する満足度は100%、日常業務への活用度も100%であった。

1 妊娠前から子育て期までの包括的な支援

- ・地域における産後ケア事業(通所型)等の提供の拡充
- ・こども家庭センターの設置促進
- ・院内助産の稼働状況等も含めた院内助産システムの周知の継続
- ・令和8年2月に開催された県の協議会において、令和10年度には全市町村で5歳児健康診査の実施体制が整備されるとの目標が示されたが、管内での実施は1市1町のみ

2 発達が気になる子どもを支える地域づくり

- ・各市町村と療育機関が実施する取組等について共有し、各関係機関から出た課題等について検討することはできたが、課題解決までは至っていない。

令和8年度の取組(案)

1 妊娠前から子育て期までの包括的な支援

- (1) 安芸福祉保健所管内母子保健担当者会の開催(年2回)
- (2) 市町村及びあき総合病院の産後ケア事業の拡充支援
- (3) こども家庭センターの設置や運営にあたって、母子保健や児童福祉の連携等各市町村の実情に合わせた支援
- (4) あき総合病院における分娩に関する取組の周知
- (5) 5歳児健康診査実施に向けた支援

2 発達が気になる子どもを支える地域づくり

- (1) 市町村と療育機関の連携強化
 - ・安芸福祉保健所管内子どもの発達支援者の開催(課題の検討) 等
- (2) 発達が気になる子ども等に関わる市町村保健師や保育士等のスキルアップ
 - ・市町村保健師や保育士等を対象とした研修会の開催 等

現状

- 1 **甚大な被害の恐れ**：幹線道路の寸断により各地が孤立化するとともに、管内の医療機関のほとんどが被災しその機能が停止する恐れが高い。
- 2 **医療従事者の確保**：医療救護所を運用する医療従事者の確保が難しいうえ、管内で勤務する医師の約60%は管外からの通勤であり、仮に夜間や土日等に発災した場合、管内での医療活動は非常に厳しくなることが想定される。
災害拠点病院1 救護病院5 医療救護所13 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)1
- 3 **避難行動要支援者**：市町村調査による管内の該当者は1,155人。そのうち優先度が高い841人の個別避難計画作成率は87.8%（県全体74.1%）であり、県全体を超えて作成が進んだが、福祉避難所運営マニュアル未作成が3町村ある。（R6.9月末）

これまでの取組

- 1 **災害医療救護体制の構築**
 - ・地域ごとの医療救護行動計画の訓練、検証及び改定
 - ・住民参加による医療救護活動の支援と広域的な連携に向けた訓練及び研修の実施
- 2 **要配慮者対策**
 - ・避難行動要支援者対策の推進（名簿作成→名簿の情報提供→個別避難計画作成）
 - ・市町村の保健福祉に係る初動体制整備

令和6年度取組

- 1 「地域ごとの医療救護行動計画」に基づく訓練の検証と市町村職員及び医療従事者等の人材育成による医療救護体制の整備と強化
 - ・地域ごとの医療救護行動計画バージョンアップへの市町村支援（全市町村完了）
 - ・市町村実施の医療救護活動訓練と併せ、保健医療調整支部との情報伝達訓練やDMAT受援訓練を実施（2回）
 - ・医師向け災害医療研修（赤十字救急法、CPRとAED講習）を安芸郡医師会と共催で実施（1回）
- 2 管内の保健医療活動の対策立案、総合調整や市町村の保健医療活動を支援する保健医療調整安芸支部の円滑な開設・運営体制の整備と強化
 - ・保健医療調整安芸支部対応訓練を実施（3回）※初動訓練、馬路村/安芸市との合同訓練
 - ・災害医療対策安芸地域会議を開催し、関係機関との情報共有を実施（1回）
- 3 避難行動要支援者個別避難計画作成の市町村の実情に応じた取組推進
 - ・個別避難計画作成促進に係る協議、取組状況の確認と助言等
- 4 市町村災害時保健活動や福祉避難所の体制整備の取組推進
 - ・災害時保健活動マニュアル改訂支援（5市町村）、災害時保健活動等に関する研修会（3回）、南海トラフ地震対策情報伝達訓練等（3回）を実施
- 5 重点継続要医療者対策の推進
 - ・人工透析提供施設3機関、管内市町村と「人工透析患者災害時支援についての検討会」を開催（2回）

課題

- 1 能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報を踏まえた関係機関の取組の強化が必要
- 2 災害医療を担う行政職員や医療従事者の継続的な人材育成、機関を横断した訓練の実施が必要
- 3 個別避難計画作成の更なる取組推進のため市町村と継続的な協議が必要
- 4 市町村災害時保健活動や福祉避難所の初動の体制整備や対応スキルの向上が必要
- 5 人工透析患者の支援体制整備と医療機関間の連携、発災時における市町村と医療機関間の情報共有方法について検討が必要

令和7年度取組

- 1 能登半島地震を踏まえた医療救護体制、保健・医療・福祉の連携体制の強化
 - ・地域の医療救護に必要な水や燃料の確保について医療機関の対策促進を支援
 - ・医療従事者搬送や医療支援チームの受援を含めた訓練の実施
 - ・安芸郡医師会と連携した災害医療研修の開催
 - ・医療機関の被災状況収集のための新EMIS研修の実施
- 2 保健医療調整安芸支部の円滑な開設・運営体制の整備と強化
 - ・保健医療調整安芸支部の初動対応や情報伝達訓練等の実施
 - ・災害医療対策安芸地域会議開催による関係機関との情報共有（南海トラフ地震臨時情報発表時における対応等）
- 3 市町村の実情に応じた個別避難計画作成の取組支援
- 4 市町村災害時保健活動や福祉避難所運営のマニュアル作成・見直しを支援
 - ・市町村災害時保健活動や福祉避難所運営のマニュアル策定等の支援、研修や訓練の実施
- 5 重点継続要医療者対策の推進
 - ・「人工透析患者災害時支援についての検討会」に市町村の継続参加を求め、発災時における市町村と医療機関間の情報共有方法や医療機関間の災害時連携体制整備について協議



令和7年度の取組実績

1 能登半島地震を踏まえた医療救護体制、保健・医療・福祉の連携体制の強化

- ・医療機関の水や燃料の確保対策の促進については、管内の医療機関の訪問等を実施予定であったが、県全体での病院BCPの実効性確保の取り組みの中で令和8年度に実施することとした。
- ・安芸災害対策支部と合同で震災対策訓練を実施し、情報共有及び連携を確認（R7.12.15）
- ・安芸郡医師会等と連携した災害医療研修を開催（R8.2.27）
- ・医療機関の被災状況収集のための新EMIS入力訓練を市町村及び県で実施（R7.7.17、R7.10.14、R8.1.14）

2 保健医療調整安芸支部の円滑な開設・運営体制の整備と強化

- ・保健医療調整安芸支部の初動対応や情報伝達訓練を実施（R7.5.27）
- ・航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の開設・運営訓練を実施（R7.12.15）
- ・災害医療対策安芸地域会議を開催し、関係機関との情報共有を実施（R8.2.10）
南海トラフ地震臨時情報の発表時における対応
能登半島地震を踏まえた病院BCPの実効性確保に関する調査の実施 等
- ・保健医療調整安芸支部を開設・運営するためのマニュアル・アクションカードを改訂

3 市町村の実情に応じた個別避難計画作成の取組支援

個別避難計画作成促進に係る協議、取組状況の確認と助言等
（R7.8.18、R7.11.28）

4 市町村災害時保健活動や福祉避難所運営のマニュアル作成・見直しを支援

- ・災害時保健活動マニュアルの改訂支援（4市町）
- ・災害時保健活動に関する研修の実施（R7.9.3）
- ・市町村災害時要配慮者対策担当者会の実施（R7.12.15）
- ・災害時保健活動に関わる訓練の実施
公衆衛生活動GIT訓練（イメージトレーニングゲーム）全市町村各1回（R7.9～R8.3）
管内南海トラフ地震対策情報伝達訓練（保健活動）（R8.2.16）

5 重点継続要医療者対策の推進

- ・管内の透析医療3機関及び市町村と「人工透析患者災害時支援についての検討会」を開催し、平時・災害時における患者情報の共有方法、医療機関間の災害時連携体制、検討会構成機関等について協議（R7.10.21、R8.3.5）
- ・市町村の個別支援計画作成にかかる訪問への同行や協議への参加

成果・課題

- 新たに1病院が病院BCPを策定するなど病院BCPの策定が進んだ。
→能登半島地震の課題と教訓を踏まえた医療施設の強靱化に向けて、病院BCPの実効性を確保するための取組が必要
- 災害医療研修により医療従事者のスキルアップは一定図られた。
→医師等の積極的な参加による継続的な研修での人材育成が必要
- 各種訓練や研修への参加、マニュアル改訂の議論を通じて、保健医療調整安芸支部の職員の知識・経験が深まった。
→継続的な訓練や研修による災害対応能力の維持・向上が必要
- 管内の個別避難計画作成率は87.6%（R6.9月末）→84.1%（R7.9月末）と低下しているが、これは、避難行動要支援者の見直しによる対象者数の増加等が要因と考えられる。
→取組推進には市町村と継続的な協議が必要
- 研修や訓練等への参加により市町村の災害時に備えた保健活動への理解が深まった。また、福祉避難所マニュアル策定（1村予定）、災害時保健活動マニュアル改訂（4市町予定）等により災害時の対応力向上が図られた。
→初動体制の整備や対応スキル向上には、継続した研修や訓練の実施が必要
- 関係者で協議を行うことで重点継続要医療者対策の認識の共有や市町村個別支援計画の作成（更新）を促進した。
→重点継続要医療者対策の更なる具体化に向けた協議と関係機関の連携強化、市町村の個別支援計画の作成促進に向けた継続的な支援が必要

令和8年度の取組（案）

- 1 能登半島地震を踏まえた医療救護体制、保健・医療・福祉の連携体制の強化
 - ・病院BCPの実効性確保に関する調査及び課題解決に向けた支援の実施
 - ・安芸郡医師会と連携した災害医療研修の開催
 - ・医療従事者搬送や医療支援チームの受援を含めた訓練の実施
 - ・医療機関の被災状況収集のための新EMIS入力訓練の実施
- 2 保健医療調整安芸支部の円滑な開設・運営体制の整備と強化
 - ・保健医療調整安芸支部の初動対応や情報伝達訓練等の実施
 - ・災害医療対策安芸地域会議開催による関係機関との情報共有
- 3 市町村の実情に応じた個別避難計画作成の取組支援
- 4 市町村災害時保健活動体制や福祉避難所運営体制の整備への支援、研修や訓練の実施
- 5 重点継続要医療者対策の推進

現 状

1 生活保護に至る前の段階での生活困窮者の自立支援

- 生活困窮者の自立相談支援事業（奈半利町社会福祉協議会へ委託）
 - ・生活困窮者の相談を受ける総合窓口（H26年7月～）
 - ※相談件数は、新型コロナウイルスの感染が拡大していた期間に急増したが徐々に減少している。
- 管内町村社協等の連携、情報共有、研修等の実施
- 支援プランの検討：「自立相談支援事業支援調整会議」（年3回）
「ケース検討会」（毎月1回）

相談件数の推移（年度・件）

	相 談 件 数					
	R元	R2	R3	R4	R5	R6
計	68	224	181	110	130	107

相談内容（R6年度 主たる内容 重複あり）

病気や健康、障害	9
日常生活支援	0
収入・生活費	53
家族の問題	4
仕事・求職	5
食べるものがない	6
住まいの問題	11
税金・公共料金・その他債務の問題	24
地域との関係	0
その他	28
計	140



2 生活保護の動向（市部を除く管内7町村を所管）

- 被保護世帯数はR元年度から減少傾向にある一方で、保護率は管内人口の減少によりR5年度から増加している。
- R6年度の動向
 - 開始 43件 貯金等の減少(30件)、傷病障害(5件)、管外からの転入(4件)等
 - 廃止 49件 死亡(22件)、非稼働収入(年金等)の増加(8件)、稼働収入の増加(7件)等

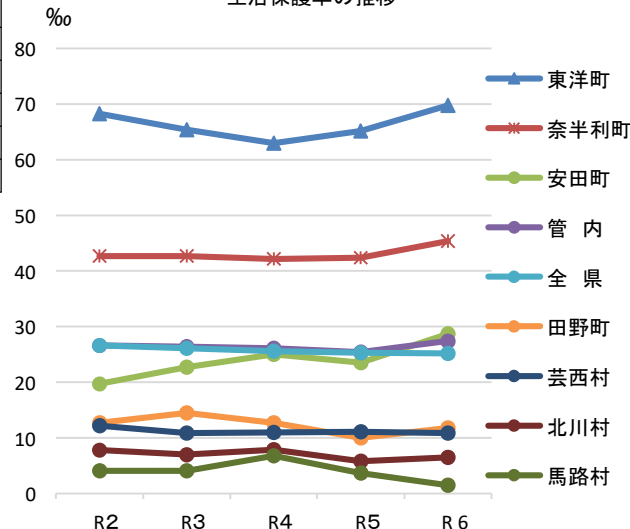
管内の類計別世帯数(件)・保護率(%)の推移(各年度末)

	高齢	母子	傷病	障害	その他	合計	保護率
R2年度	215	6	37	25	52	335	26.6
R3年度	214	7	36	26	49	332	26.5
R4年度	218	5	33	21	49	326	26.1
R5年度	218	3	31	20	47	319	25.4
R6年度	225	3	27	14	46	315	27.4

保護の開始・廃止の理由(R6年度 葬祭扶助を除く)

開始	世帯数	廃止	世帯数
傷病障害	5	傷病治癒	0
稼働収入減	2	稼働収入増	7
非稼働収入減	0	非稼働収入増	8
貯金等の消失減少	30	仕送等増	0
仕送等減	0	死亡	22
離別(生・死別)	0	施設入所	5
その他	2	その他	3
転入	4	転出	4
計	43	計	49

生活保護率の推移



課 題

1 最後のセーフティーネットである生活保護の適切な実施

管内で高齢化が進む中、国民年金と貯蓄で生活している方や病気やけがによって生活費や医療費に困窮している方は潜在的に多く存在している。

2 生活に困窮した方を支援する体制の整備

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とで支援者が異なるため、利用する制度が変わっても継続した支援が行われることが必要

3 多機関、多分野との連携強化

困窮者が抱える課題が多様化・複雑化しているため、専門的な知識・技術を持った関係機関との連携が必要



令和7年度の取組

1 最後のセーフティーネットである生活保護の適切な実施

支援が必要な方に対して、生活困窮者自立相談支援制度や生活保護制度、相談窓口を市町村の広報等を通じて周知するとともに、自ら相談してこない方へのきめ細かい対応（気づき、声かけ）を行う。

2 生活に困窮した方を支援する体制の整備

生活に困窮している方の情報や必要な支援の内容を管内の自立相談支援事業を実施している奈半利町社会福祉協議会と生活保護を実施している福祉保健所とで共有し、一体的に行うことで継続的な支援を確保

3 多機関、多分野との連携強化

医療機関、教育機関などの他の専門機関等との連携（情報・支援内容の共有、役割分担）による重層的な支援の実施

令和7年度の取組実績

1 最後のセーフティネットである生活保護の適切な実施

○令和7年度の生活保護の状況（R8.1月末現在）

・町村別の状況

町村名	世帯数	被保護者数	保護率(%)
東洋町	94	124	67.2
奈半利町	104	124	46.0
田野町	20	26	11.8
安田町	45	48	24.5
北川村	9	9	8.4
馬路村	1	1	1.5
芸西村	37	38	10.6
合計	310	370	26.5

・昨年同時期との比較

世帯数 +3 被保護者数 +18
申請世帯件数 +18

・生活保護申請(世帯件数:52件)の処理状況

	開始	却下	取下げ
14日以内	34	11	3
14日超30日以内	3	1	0
30日超	0	0	0
計	37	12	3

※葬祭扶助のみの申請を除く

・開始・廃止の状況(単位:世帯件数)

開始 37件 廃止 37件
(葬祭扶助のみの開始・廃止を除く。)

主な開始理由	件数	主な廃止理由	件数
預貯金の減少	12	死亡	20
収入減	10	辞退	4
傷病・障害	5	年金受給	3
仕送り等減	4	非稼働収入増	2
離別・死別	4	施設入所	2

2 生活に困窮した方を支援する体制の整備

○各町村社協の相談対応の状況（R7.12月末現在：83件）

相談内容	件数	相談内容	件数
収入・生活費	49	食べるものがない	4
住まいの問題	18	仕事・求職	2
税金・公共料金・その他債務の問題	10		

○生活困窮者自立相談支援事業

・東部生活支援相談センター（奈半利町社協）にH26.7月から委託
・管内7町村の生活困窮者への支援を町村社協等関係機関と連携して実施

・支援調整会議を年4回実施

・プラン作成件数（R8.1月末現在）

	年度(合計件数)	R4(3件)	R5(6件)	R6(5件)	R7(10件)
内訳	自立相談支援事業	3	4	4	6
	家計改善支援事業		2	1	4
	就労準備支援事業				

○生活困窮者自立相談支援事業と生活保護の連携による支援

・毎月の定例会で生活困窮者ケースの情報を共有し、適切な支援へとつなぐ
(定例会：東部生活支援相談センター、県社協、安芸福祉保健所)

・生活困窮事業から生活保護となったケースについて、東部生活支援相談センターとの情報共有により援助方針を立てて支援

○東部生活支援相談センターと各町村の支援関係機関との連携推進

・生活困窮者自立相談支援機関協議会東部ブロック会と生活困窮者自立相談支援事業（安芸福祉保健所管内）連携推進協議会をR8.1.15同時開催

3 多機関、多分野との連携強化

○ケース会の実施又は参加 30件（R8.1月末現在）

ケース会の主な内容	件数	・日常生活全般に関する課題や介護に関する課題等高齢者に関するものが多い。	・主な関係機関 町村、町村社協、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者等
生活支援	8		
介護	7		
問題行動	5		

○医療機関、教育機関との連携

・医療機関や教育機関と情報を共有し、就職に向けた支援や子どもの健全な成長に向けた支援を実施した。

成果

1 最後のセーフティネットである生活保護の適切な実施

・町村や町村社協、関係機関との連携により情報共有を行うことで、自ら相談を行わない方等を含め生活保護の申請の前段階から福祉保健所が関与することができた。
・より適時適切な生活保護の実施に務めた結果、9割以上保護申請を14日以内に処理することができた

2 生活に困窮した方を支援する体制の整備

・生活困窮者自立相談支援事業制度と生活保護制度の担当部署間で支援の方針を確認することで、制度が異なっても継続した支援を行うことができた。

3 多機関、多分野との連携強化

・ケース会へ積極的に参加することにより、お互いに「顔の見える」関係性をつくり、支援の方針や役割分担を確認することで重層的な支援を行った。

課題

・町村に相談があった際に明らかに生活保護の要件を欠くと考えられたため、保護申請に至らなかった方の情報について、実施機関として把握する仕組みが不十分であり、困窮している状況を見逃してしまう可能性がある。
・多機関が関与する方への各機関の支援方針は確認できているが、継続的な支援が必要な場合に進捗状況、効果の把握が十分できていない。

令和8年度の取組(案)

1 適時・適切な生活保護の実施

・町村との情報共有の仕組みを作り、生活に困っている方の情報を把握することで適時適切に生活保護を実施する。

2 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携の強化

・両方の制度の間で支援が途切れないように、より一層の連携強化を図り、他機関とも連携のうえ支援を行う。

3 多機関、多分野との一層の連携強化

・支援の進捗状況、効果を把握するためのケース会の実施・参加を行うことで、生活に困られている方に対してより一層の適切な支援を行う。